

# 日本放送協会と国立大学法人東京大学との包括連携に関する協定書

日本放送協会（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学（以下「乙」という。）は、以下の通り包括連携についての協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1条（目的）

本協定は、ラジオ放送開始100年と乙の創立150周年を迎えるに際し、甲及び乙が相互に連携・協力し、社会的課題の解決ならびに地域社会の活性化を牽引し、また双方の資産を生かした教育研究の振興及び人材育成に寄与することを目的とする。

## 第2条（連携・協力事項）

- 1 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について人的資源・物的資源・ネットワーク等を有効活用し、連携・協力を進めるものとする。
  - (1) 教育、人材育成・人材交流に関すること
  - (2) 防災、減災の啓発に資すること
  - (3) 地域の社会的課題の解決に資すること
  - (4) 研究活動の発展に資すること
  - (5) 情報発信に関すること
  - (6) 教育における放送番組等の活用に関すること
  - (7) 公共放送の理解促進に資すること
  - (8) その他前条の目的を実現するために甲及び乙が必要と認める事項
- 2 前項各号に基づく個別事業の内容及びその成果の利用、費用負担、個人情報の取り扱い、守秘義務並びにリスク等に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ取り決めるものとする。

## 第3条（役割）

本協定は、甲が公共放送・報道機関としての役割、ならびに乙が高等教育機関としての役割を担うことを理解・尊重したうえで締結するものであり、互いにその役割を制

限してはならないものとする。

#### 第4条（公表）

甲及び乙は、本協定の存在及び内容について第三者に開示できるものとする。

#### 第5条（有効期間及び終了）

- 1 本協定の有効期間は、協定締結の日から2028年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定を更新しない旨の書面による通知がないときは、さらに有効期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、3か月の予告期間をもって通知することで、いつでも本協定を終了させることができるものとする。

#### 第6条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、甲及び乙が署名した本協定2通を作成し、各1通を保有する。

2023年12月4日

甲： 東京都渋谷区神南二丁目2番1号  
日本放送協会 会長  
稲 葉 延 雄

乙： 東京都文京区本郷七丁目3番1号  
国立大学法人東京大学 総長  
藤 井 輝 夫